

【研究報告】

大正時代の日本におけるモンテッソーリ教育の受容

野口援太郎の視点から

濱 崎 久 美

The Acceptance of Montessori Education in the Taisho Period in Japan:
From the Viewpoint by Entaro Noguchi

Kumi HAMASAKI

令和3年3月発行

児童教育支援センター年報 第15号 (2020)

長崎純心大学 児童教育支援センター

【研究報告】

大正時代の日本におけるモンテッソーリ教育の受容

野口援太郎の視点から

濱 崎 久 美

The Acceptance of Montessori Education in the Taisho Period in Japan:
From the Viewpoint by Entaro Noguchi

Kumi HAMASAKI

はじめに

近年、日本においてモンテッソーリ教育が注目を浴びるようになったが、はじめてモンテッソーリ教育法が日本に紹介されたのは明治45年（1912年）1月11日に刊行された『萬朝報』新聞による。またこの方法が導入されたのは大正元年（1912年）11月2日である。この時期にモンテッソーリ教育法の情報を収集し、日本に紹介した中心人物は野上俊夫、河野清丸、倉橋惣三である。こうした大正時代に野口援太郎もまたモンテッソーリ教育法について見分を深め、その教育法を紹介し実践するようになった1人である。¹このように順調に日本の教育界に受容されつつあったモンテッソーリ教育であったが、広がりを見せることなく徐々に衰退し影をひそめることとなった。

日本におけるこのようなモンテッソーリ教育の歴史と変遷について江島は「明治末期の導入」「大正期の受容」「昭和期のリバイバル」「日本モンテッソーリ協会の設立」という項目で著書²に記している。また日本におけるモンテッソーリ教育の動向については1990年代から2000年頃に吉岡剛、西川ひろ子、竹田宏子らによって研究が行われている。特に西川、竹田らはモンテッソーリ教育が受容されている大正期を中心にモンテッソーリ教育を受容した野上敏夫、河野清丸、野口援太郎について受容した背景や実践内容など具体的な研究を行っている。

これらの研究から、大正期にモンテッソーリ教育が注目され、その教育法の実践が教育現場において試みられていることがうかがわれる。同時に、その教育法は次第にフレーベルやドルトンプランにとってかわられ、衰退を余儀なくされている結果となっていること

¹ 竹田宏子著 「野口援太郎によるモンテッソーリ教育法の受容と実践」 広島大学教育学部紀要 第1部（教育学）第43号 1994年 pp. 51-52

² 江島正子著 『モンテッソーリ教育と子どもの幸せ』 サンパウロ 2020年 pp14-20

³ 竹田宏子著 「野口援太郎によるモンテッソーリ教育法の受容と実践」 p. 55

も記されている。³これらの研究が行われた時期は「昭和期のリバイバル」の時期を経て、日本においてモンテッソーリ教育が日本の幼児教育現場で広がりを見せ始めていた時期であったということは興味深い。

しかしながら、世界的に広がりを見せた新教育運動において展開されていたモンテッソーリ教育を受容しようとした先人がいたことは間違いのない事実である。彼らがモンテッソーリ教育を日本の教育に取り入れたいと考えた要因はいかなるものであったのか、それを探ることはモンテッソーリ教育の利点を再確認することにつながると考える。

そこで、今回はモンテッソーリ教育に好意的であった野口援太郎（1868-1941）の文献『自由教育と小学校教具』の前編から、大正期に受容されたモンテッソーリ教育がどのように解釈されていたのかを考察する。

1. 「序」におけるモンテッソーリ教育の位置づけ

ここでは野口援太郎の著作集第1巻、『自由教育と小学校教具』の「序」から、野口がモンテッソーリ教育をどのように位置付けているかを考察する。

この著書は大正10年10月25日に発行されているが、その「序」の中で野口は日本における教育界の現状について「厳密な規則の下に、画一的な制度の上に、押さえつけられて、身動きもならない状態ではないでせうか。」⁴と述べている。さらに、設備の不完全さや教科課程が重荷になっていること、また青少年たちの中には過度な試験勉強とその将や賞罰のために青ざめている者がいることなどを挙げ、学ぶ所や行き先が無く墮落し失望に陥っている傾向があるのではないかと指摘している。⁵このように、野口は日本における教育が教師主体になっているために、青少年への圧力になっていることに触れている。その上で野口はこの現状を打破する必要性があることを強調し、「自由の空気を注入するに限るのである。」⁶と述べ、子どもを主体とする自由教育の重要性を指摘している。

実際、野口は自身の教育活動において自由な空気を入れるべく努力したことが記されている。「私は由來斯くの如き考えを以って教育に従事してきた。私の力で出来得る限り、此の自由な教育を実行してみた。」⁷と自身の実践を叙述している。同時に野口は欧米諸国の自由教育を実際に観察していたこともあり、学んだ事を整理し自由教育の実践に寄与したいと考えていた。そのような時にモンテッソーリの新たな2冊の本が出版されていることを聞き野口はすぐにこの本を取り寄せている。その本は『教育上における自発活動』『モンテッソーリ小学校用教具』の2冊である。野口はこの2冊を著書の中で、前編、後編の2部編成で解説し、自身の批評を加えている。

こうした解説や批評を行った理由として、野口は当初自身で自由教育の事例を集め記述

⁴ 野口援太郎著 野口援太郎著作集第1巻、『自由教育と小学校教具』株式会社 学術出版会 2009年 p.1

⁵ 同上書 p.2

⁶ 同上書 p.2

⁷ 同上書 p.2

したいと考えていた内容が、モンテッソーリの著書の中に記されていたということを挙げている。この点について野口は、「現今世上に著はれて居る教育諸の中で、自由教育について徹底的の意見を開陳し、且つ其の実際上の経験を記録したものは右両書以外にはないと思う。」⁸、「多くの卓越と創意を有し、実際教育上に於いて、非常に有益な著書である。」と述べ、女史を高く評価している。さらに、野口は女史の実践とそれに関する意見、使用した教具について紹介し、これに関する意見を発表することが教育上非常に有益だと考えていた。野口は、モンテッソーリ教育の教育法を取り入れることによって「『世界は窒息しようとしている』といった境遇から脱却せしめ、新鮮な空気、『自由な空気』が窓から這入ってくる思いがある」と述べ、この教育法に大きな期待を寄せていることがうかがえる。

しかし残念ながら、現状の社会がこの教育法を取り入れるまでに達していないと述べている。なぜなら、日本の教育事情に問題があり、教育者が各種の束縛から免れていないと考えていたからである。野口は現時点の日本においては唯一、窓を開放して新鮮な空気を流し入れることで満足しなければならないと嘆くとともに、特にこの点についてはモンテッソーリの意見に対し批評を加えたと記している。¹⁰

このような「序」の記述から、野口がモンテッソーリの思想とその教育法に共感し、現代の教育に必要な要素として位置づけし、教育界に変化を与える教育法として注目していたことが読み取れる。しかし同時に、大正時代の日本においてはモンテッソーリ教育法を取り入れるための環境が整っていないことを指摘していることから、受容するにあたり問題が生じていることも見えてきた。

2. モンテッソーリ教育との出会いと受容過程

ここでは野口がモンテッソーリ教育とどのように出会い、自身の教育にどのように取り入れたのかその断片を見ていく。

野口は1914年（大正3年）文部省より欧米諸国の視察を命ぜられイギリスやイタリアにおいてモンテッソーリ教育に出会っている。また1915年にはアメリカに渡り、モンテッソーリ教育法を取り入れた学校教育について聞き及び、同年5月にロスアンゼルスでモンテッソーリと面会している。これらの内容については竹田が「野口援太郎によるモンテッソーリ教育法の受容と実践」で詳しく述べている。この研究の中で竹田は「野口がアメリカで感銘を受けたモンテッソーリ教育法は、徹底した自由を与えても子供は自律し、自習するものであった」¹¹と記している。つまり、野口はモンテッソーリ教育の中に自身が目指す自由教育論との接点を見いだしていたということである。そのため、彼は帰国後、モンテッ

⁸ 同上書 p.4

⁹ 同上書 p.5

¹⁰ 同上書 p.6

¹¹ 竹田宏子著「野口援太郎によるモンテッソーリ教育法の受容と実践」p.51

ソーリ教育法を幼稚園教育に取り入れ、実践を始めたのである。竹田によれば、野口はモンテッソーリ教育法を受容していくとともに、姫路師範学校在勤中に城北幼稚園を創立し、モンテッソーリ教育法を実践するとともに、自らこの教育法を紹介するようになった¹²ということである。

この城北幼稚園は1918年（大正7年）5月に開園されているが、野口はいずれこの教育法を小学校教育においても取り入れていきたいと考えていたこともうかがえる。なぜなら、その3年後の1921年（大正10年）に発行された『自由教育と小学校教具』は小学校教育に向けたものであり、その2年後（大正12年）には児童の村小学校を創設しているからである。つまり、野口はモンテッソーリ教育法に確信を得て、自身の理想とする教育を幼稚園、小学校において実践していったということである。しかしながら、『自由教育と小学校教具』には随所において日本での実践は難しいとの記述がみられることも事実である。その内容については次章で述べるが、当時の教育界においてモンテッソーリ教育が次第にドルトンプランにとって代わられたのはこの難しさとの関係があるように思われる。

さて、野口が記した『自由教育と小学校教具』の前編は「教育における自発的活動」となっており第1章から第10章までとなっている。このうち第10章は野口自身の「総括」である。第1章から第9章までの目次は1990年に明治図書出版株式会社から刊行されている『自発的活動の原理』モンテッソーリ著、阿部真美子訳とほぼ同じである。この著書はモンテッソーリが自身の教育法における道徳性や教具などに対する疑問や異論に応えよう¹³としたものであり、『上級モンテッソーリ法』と言われている本の第1巻である。つまり、小学校年齢である7歳以上の子どもを対象とするモンテッソーリ法が示されている。阿部はこの著書について「発達を中心とした論文であり、彼女の幼児教育においても重要な原理である」¹⁴と述べているが、野口も同様の内容について第10章「総括」¹⁵の中で触れている。このことから、野口がモンテッソーリ教育の原理を的確に把握していることがうかがわれる。

また、この著書を出版した後に小学校を創設していることから、モンテッソーリが実践した小学校における実践に関しても感銘を受けていることが分かる。同時に野口はモンテッソーリが人間の発達を連続的に捉えていることも理解し、「小学校・幼稚園の連携」という問題にも関心を寄せていたようである。しかし、同時に竹田の文献によれば野口がモンテッソーリ教育法を実践した城北幼稚園の目的を「早教育」と言い換えていることが記されている。¹⁶モンテッソーリは早期教育を目的としていないため、この点については疑問が残る。この「早教育」というワードが後にドルトンプランにとってかわられる要因となっているのではないかと考える。しかしながら、野口が自身の教育現場において積極的にモンテッソーリ教育法を取り入れていったことは確かである。

¹² 同上著 p. 52

¹³ モンテッソーリ著 阿部真美子訳『自発的活動の原理』明治図書出版株式会社 1990年 p. 48

¹⁴ 同上書 p. 4

¹⁵ 野口援太郎著 野口援太郎著作集第1巻、『自由教育と小学校教具』p. 162

¹⁶ 竹田宏子著 「野口援太郎によるモンテッソーリ教育法を受容と実践」p. 51

これらのことから、野口がモンテッソーリ教育法を実際に見聞し、モンテッソーリにも面会する中で、自由教育を含んだ教育思想や理論、そして自律に導くその方法を自身の教育に取り入れるに価値あるものとして受け取っていることが理解できる。しかし、受容する過程において「早教育」というワードが入りこみ、後にモンテッソーリ教育法の原理との間にずれを生じさせる要因となったのではないかと考える。

3. 第10章「総括」における受容内容

ここでは、野口が第10章「総括」に記載している内容から、モンテッソーリ教育の受容についてみていく。

野口はこの第10章においてモンテッソーリの著書「教育における自発的活動」から、女史が示そうとする意見や思想の順序も考慮して次の3点を抽出している。

「第一、女史は絶対の信頼を児童の本姓に置き、この本姓は正しくかつ十分に発達すべき傾向を有することを深く信じている。

第二、全然この本性の発動に委ね置き、ただその妨害物を取り去れば自動は十分に発達すべきものである。従って一切の干渉を排し、総べて彼等自身の活動に委すべきこと。

第三、これが為には教育者は彼等児童の活動に最も好適せる境遇を供給すべきこと。]¹⁷ これら3点の女史の思想に対して、野口は「大体において同意見である。』¹⁸と述べ、自身が今日の教育に対して干渉手段の多さに大いなる不満を感じているとし、一大改革を行い徹底した自由教育を行う必要があることを確信していると強調している。また、そのためには以下の「3つの条件を要する」としている。

1. 優良なる教育者。換言すれば被教育者の一般性質を領会し、各個性を知り、是等に適合せる教育上の措置を取り得る技能を有し、且つ其の性格親切で児童を愛し、その模範として恥からぬ人物なること。
2. 担任すべき児童はわずかなるべきこと。女史は40人の児童を一教員一助手で教育する位を適当として居る様であるが、おそらく是は最多極限ではあるまいか。
3. 豊富な設備を要すること。女史は適当な境遇を供給することを自由教育の必須条件として居ると同時に、女史の学校の其の教具を見れば其の設備が非常に豊富である。若し此の設備が無かったならば、到底斯くの如き自由教育は行わるべきでは無い。何となれば児童は其の各器能の練習を充分に行うべき余地なく、又動もすれば不当な方面の活動を防止する為に、種々の方法を取らねばならぬ様になって来て、結局各種の干渉となり、あるいは教科過程の強制となっているからである。』¹⁹

この3つの条件はモンテッソーリが示す3つの外的条件「適当な環境と謙遜な教師と科学

¹⁷ 同上書 p. 162

¹⁸ 同上書 p. 162

¹⁹ 同上書 pp. 162-163

²⁰ モンテッソーリ著 鼓常良約『幼児の秘密』国土社 2008年 p. 162

的教材]²⁰と内容が類似している点がある。おそらく野口なりにこの点を解釈しているのではないだろうか。モンテッソーリが環境や教師の資質を重視していることに対して、野口もこの点に関して共感していると考えられる。また、教材の重要性も十分把握していると考えられる。

しかし、野口はここでいくつかの困難さや疑問を挙げている。1つは社会の経済的進歩に左右されるということである。野口は現時点において、教師の育成やその設備を備えるだけの十分な経済力がないことを挙げ、このような自由教育の問題が社会経済を含んだ社会問題になると指摘している。この点については、野口が幼稚園の幼児教育ではなく小学校を対象とした教育を考えていたためにより大きな困難さを感じていたのではないだろうか。大正時代の教育環境を考えると、当時の日本はまだモンテッソーリの示す条件を満たすためには多くの難しさを含んでいたと考えられる。

2つ目としてモンテッソーリが示す自由教育には教科課程や時間割が無く、試験や賞罰もない真の自由を保障している点に対して、果たしてこの自由の中で自ら努力し発達しながら完全な人物となっていくのかという疑問である。野口はこの疑問を下記の3点として挙げている。

- 「1. 児童は後来必要な知識技能を修得するであろうか。
- 2. 児童は果たして人道上正路を踏んで発達するであろうか。
- 3. 児童は内部的自己刺激の外少しも外部的の刺激を必要としないであろうか。」²¹

さらにこれらの各項目について所見を述べている。幼児教育においては女史の経験が十分ありこの点については信頼するに値するが、小青年に対する経験は十分ではないことを考えれば、女史がなぜこのような方法を執るに至ったのかという思想について、正確明瞭な解答を待つ必要があるとしている。

特に1の知識技能の習得については、教科課程のない自由な自己活動の形態において、生活に必要な知識や技術が習得できるのかという疑問を持っている。しかし同時に、野口がモンテッソーリの方法がある程度有効ではないかと考えていることも確かである。なぜなら、野口はモンテッソーリスクールにおいて教育課程はないがそれに代わる教具があり、縦割りであるため年長者の学びを見ながら使用する教具も高度化していくため、比較はできないが自然に一定の課程を修得できるはずだと述べているからである。²²

また、2自由教育において、道徳的に何らかの弊害が起きないのだろうかという疑問も示している。なぜなら、10歳以下の幼児や児童であれば、さほど大きな外界からの誘惑を受けることはないかもしれないが、少年の晩期から青年にかけては各種の本能的欲望が次第に台頭し、行動範囲も広がるので様々な誘惑に接触するため、取り扱いが難しいのではないかと強調しているからである。この点について野口は最も、女史が示すように教育者が十分に明知を備え、且つ各種の設備も完全に児童数も少ないのであれば彼らに自由を

²¹ 野口援太郎著 野口援太郎著作集第1巻、『自由教育と小学校教具』p. 165

²² 同上書 p. 166

与えても弊害は起きないかもしれないが、女史のように明知と手腕と人格を有していない場合や設備が整っていない場合には危険であるとの見解を示している。野口自身、現状の青少年教育があまりにも抑圧されすぎているのは確かだが、その一方で完全に自由を与えることに対しての疑問を持っていたのである。²³

さらに3内部刺激のみで充分学習集中できるのか、外部刺激も時には必要ではないかという疑問を示している。野口はモンテッソーリが示す内的刺激による発達傾向が学習動機と同じであり、これが自発的活動を生み出すことを了承しつつも、一方で青少年にとっては外部刺激、試験や軽い賞罰という方法も必要ではないかと考えていた。実際、野口は師範学校において試験や賞罰を廃止して教育を行ったことがあり、その際利益と同時に弊害もあったことを示し、「今日の処では私は全然女史の教育説に賛成することのできないことを遺憾に思う。」²⁴と述べている。このように野口自身、試験などによる外部刺激が児童本来の性質を無視し、これを抑圧することで自由な発達を促せていないという事実があることを認めながらも、試験や賞罰などの外的刺激も必要な場合があるとして、その難しさを解決するすべがなく自由教育の問題が起ってくることを嘆いているのである。

これらのことを踏まえた上で野口は、今日の日本の教育において自由教育は必要であるが、実践するにあたっては自由教育の問題を研究すべきであり、教師の育成、設備、社会の経済状況などを熟考した後に実行すべきであると主張している。同時に人々の中には考えなしに自由教育を行うことを主張したり、実行したりしているがこれは無謀なことであるとの指摘もしている。²⁵このことから、野口が日本においてとても慎重に自由教育を取り入れる必要があると考えていたことが分かる。また自由教育といってもその程度には深淺の別があることも考える必要があるとしている。モンテッソーリ博士の試みのように深いものもあれば、カルフォルニアのステート、ノーマル、スクールでの実践のように浅いもの、さらには成城小学校における実践のように僅少な実践もあると述べている。このような程度の差があるにも関わらず、日本においてはこの僅少な自由教育の実践であっても驚異の目でみられるため、女史のような徹底した自由教育を取り入れても世論では受け入れられないであろうと指摘しているのである。このように、大正時代の日本においてははまだモンテッソーリが示した自発的活動の原理を含んだ自由教育の実践は難しいことを示している。

野口は最後に、自動的、自発的教育を行うにはサンフランシスコの師範学校で実際取り入れられている特殊な教科書・練習用書が必要であり、専門の教員を配置する必要があることを強調している。そのため、これらが整わず、工夫もされないまま実際に無謀な自由教育が実践されている現状に対して遺憾の念を示している。野口はこのような無謀な自由教育が一掃され本来の自由教育が行われるよう、今後はモンテッソーリ女史の所説をさらに吟味し、その教えを受けるとともに自由教育を進んで研究したいと考えていたのである。

²³ 同上書 p. 167

²⁴ 同上書 p. 169

²⁵ 同上書 p. 170

このように、野口は小学校における自由教育の様々な問題から、モンテッソーリ教育の自由教育を日本に取り入れる際には慎重さが必要であると考えていたことが見えてきた。一方で野口がモンテッソーリ教育を非常に評価し、この教育法に確かな希望を抱いていたことも読み取れた。野口は女史の思想が自分の目指す教育内容とほぼ同じであり、この教育法が現代の教育に良い影響を及ぼすであろうとの確信を持っていた。このことは現に前章で述べたように、野口が幼稚園教育においてこの教育法を取り入れ、実践していたことからわかる。しかし現代の日本においてはまだ、この教育法を小学校に取り入れるだけの準備ができていなかったのである。それでも野口は日本の教育改善に貢献するために、この後も研究を続け、小学校創設にまで至ったのである。

このことから、野口がモンテッソーリ教育を実践するための条件についてその必要性を認めるとともに、小学校においてモンテッソーリ教育の教育法を実践することに関しては課題が多く、研究の必要性があると考えていたことがわかった。一方でこの教育に対しては非常に好意的に受容していたこと、またこの教育法を用いることで日本の教育の現状に良い意味で変化をもたらすことができると考えていたことが明らかになった。

おわりに

大正時代にモンテッソーリ教育がどのように受容されていたのかを野口援太郎の視点から考察してきた。彼の著書『自由教育と小学校教具』においては野口が小学校教育を対象としてモンテッソーリ教育から学ぶべきことは何かを読み取るとともに、女史への批評も行っていった。また、野口は欧米研修においてモンテッソーリ教育を実際に観察し、女史と面会する中でその思想や教育法に関心を持ち、その教育法を好意的に受容し、日本において幼稚園や小学校に取り入れていたことも見えてきた。これはモンテッソーリ教育がある程度、正しく理解され、受容されていたことを示している。

しかし、徐々にモンテッソーリ教育が衰退してしまった。その要因として野口が指摘しているように教師の養成、設備や科学的教材の不備が自由教育を発展させていく上で障害となったということ、また、野口の教育思想の中に「早教育」があったこと、今回は触れていないがモンテッソーリのカトリック的教育思想への批判的見解を持っていたことが、後に他の教育法にとってかわられ衰退した要因ではないかと考える。

今回は彼の著作集第1巻、『自由教育と小学校教具』の一部のみからの考察となった。今後は再度この著書を読み込み、野口がモンテッソーリ教育をどのように理解していたかについて考察することを課題としたい。

参考文献

- 吉岡剛著 「我国におけるモンテッソーリ教育の諸動向一主として戦後の出版状況について（1）－」
 仏教大学教育学部論集 第11号 2000年
 竹田宏子著 「大正期におけるモンテッソーリ教育法の受容－神戸幼稚園を中心に－」

- 広島大学教育学部紀要 第1部（教育学）第42号 1993年
西川ひろ子著 「島根県の師範学校附属幼稚園におけるモンテッソーリ教育法の受容と実践」広島大学
教育学部紀要 第1部（教育学）第45号 1996年
西川ひろ子著 「河野清丸におけるモンテッソーリ教育法の受容と児童教育論との関係」
広島大学教育学部紀要 第1部（教育学）第47号 1998年
西川ひろ子著 「野上俊夫と大正期のモンテッソーリ教育法」
乳幼児教育学研究 第5号 1996年

